北庄内合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北庄内合併協議会規約(以下「規約」という。)第12条第2項 の規定により、北庄内合併協議会(以下「協議会」という。)の事務局に関し、必要な 事項を定める。

(所掌事務)

- 第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 協議会の会議に関すること。
 - (2) 協議会の協議資料の作成に関すること。
 - (3) 協議会の庶務に関すること。
 - (4) 助役会議・幹事会の庶務に関すること。
 - (5) その他協議会の運営に関し必要な事項

(職員等)

- 第3条 事務局に事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。
- 2 前項に定めるもののほか、事務の円滑な運営に資するため、必要に応じて山形県職員を派遣要請することができるものとする。
- 3 分掌事務は、別表第1のとおりとする。

(職員の職務)

- 第4条 事務局長は、協議会の会長(以下「会長」という。)の命を受け、事務局の事務 を統括する。
- 2 事務局次長は、事務局長の命を受け、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 事務局内の連絡及び調整
 - (2) 事務局長の職務の補佐
 - (3) 事務局長に事故あるとき又は欠けたときの職務の代理
 - (4) 班相互間の連絡及び調整
 - (5) 班に属する職員の指揮監督

(決裁)

- 第5条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
 - (2) 協議会に提案する議案の決定
 - (3) 協議会の予算及び決算
 - (4) 規程及び要綱等の制定改廃
 - (5) その他特に事務局が重要と判断する事項 (専決事項)
- 第6条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。
 - (1) 物品の購入その他契約の締結に関すること。

- (2) 物品及び現金の出納に関すること。
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関すること。
- (4) その他軽易な事項に関すること。

(代決)

- 第7条 会長が不在のときは、副会長がその事務を代決する。
- 2 会長及び副会長が不在のときは、事務局長がその事務を代決する。

(文書の取扱い)

第8条 事務局における文書の収受、発送、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は、会長の属する市町の例による。

(公印の取扱い)

- 第9条 協議会の公印は、会長印、会長職務代理者印及び事務局長印とし、協議会の印の名称、ひな形、寸法、書体及び用途は、別表第2のとおりとする。
- 2 協議会の公印の取扱いについては、会長の属する市町の例による。この場合において、「総務課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する市町の 例による。

(給与)

- 第11条 職員の給与については、それぞれ派遣する市町(県を含む。)の負担とする。
- 2 職員の旅費については、会長の属する市町の例により協議会が支給する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年11月16日から施行する。

別表第1(第3条関係)

班名	分 掌 事 務
総務班	(1) 合併の方式に関すること。 (2) 合併の期日に関すること。 (3) 新市の名称に関すること。 (4) 新市の事務所の位置に関すること。 (5) 住民の意向を尊重する方策に関すること。 (6) 合併の諸手続きに関すること。 (7) 協議会の会議に関すること。 (8) 助役会議・幹事会に関すること。 (9) 合併に係る資料の編纂に関すること。 (10) 合併に係る広報に関すること。 (11) 庶務及び会計に関すること。 (12) 専門部会の業務に関すること。 (13) その他他の班に属さないこと。
計画班	(1) 新市建設計画に関すること。(2) 住民サービスの向上効率的な業務執行の推進のための業務執行 体制、執行システムの構築に関すること。(3) 専門部会の業務に関すること。
調整班	(1) 税、使用料などの公租公課、その他行政施策、事務万般にわたる各構成団体間の相違事項の調整協議に関すること。(2) 各専門部会等の進行管理及び部会連絡調整会議に関すること。(3) 専門部会の業務に関すること。

別表第2(第9条関係)

公印の名称	ひな形	寸法	書体	用途		
北庄内合併協議会会長印	北庄内合 併協議会 会長之印	方30ミリ	てん書	会長名をもって発する文書用		
北庄内合併協議会会長職務代理者印	北庄内合 併協議会 会長職務 代理者之 印	方 2 4 ミリ	てん書	会長職務代理者名をもって 発する文書用		
北庄内合併協議会事務局長印	北庄内合 併協議会 事務局長 印	方24ミリ	てん書	事務局長名をもって発する 文書用		